

**【自衛隊法(抜粋)】**

(昭和二十九年六月九日)

(法律第百六十九号)

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。